

太田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月14日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第7号

太田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

太田市営住宅条例施行規則（平成17年太田市規則第225号）の一部を次のように改正する。

様式第22号を次のように改める。

様式第 2 2 号（第 1 6 条関係）

郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--

様

年 月 日

※連絡先※

続き

年度 市営住宅家賃等督促状

団地名			契約者名		
棟 部屋番号			区画		
期別	家賃		共用部分使用料		駐車場使用料
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
過年度分 未納金額		円	現年度分 未納金額		円
未納金額の合計			円		

◎この督促状を受け取られる前に既に納付されているときは、行き違いですので、ご理解とご了承願います。

続き

督 促 状

あなたの市営住宅の家賃等が表記のとおり未納となっておりますので督促します。

群馬県太田市長



納 期 限 及 び 納 付 先

- 納付期限 この督促状を発した日から起算して10日を経過した日（その日が市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）までに納入通知書により納付してください。なお、口座振替の方は納付方法についてご相談ください。
- 督促状発送日 年 月 日
- 納付先 太田市指定金融機関、太田市指定代理金融機関又は太田市収納代理金融機関か、 の窓口のどちらかへ納付してください。

滞 納 処 分

- 市営住宅の家賃等を3箇月以上滞納した場合は、市営住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、法律上の措置を申し立てることがありますので、念のため申し添えます。

遅 延 損 害 金

- 履行期限までに市営住宅の家賃等が納付されなかったので、その履行期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、未納となっている市営住宅の家賃等（その額に1,000円未満の端数があるときはその端数金額を、その額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。）に民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金（その額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、その額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。）を徴収します。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。